植付事業仕様書

椎葉村

1　苗木

植栽用苗木は宮崎県造林用規格苗で、椎葉村が購入したものでなければならない。

2　植付方法

⑴　植付点を中心に50～80センチメートル四方の地被物を除き、植穴及びその周辺の地表の腐植質を含んだ表土を掘りおこして集めておく。植穴は径40センチメートル、深さ30センチメートル程度に耕うんし、雑草木の根はよく切り離して取り除くこと。

⑵　掘って別に集めてある表土を植穴の底が中高になるように入れること。

⑶　その上に苗木袋からとり出した苗木を入れ、根糸をできるだけ自然のままに拡げるように挿入し、集めておいた残りの表土および植穴上方の表土を埋めもどしながらゆり動かし、心持ち、ひき上げるようにして足でよくふみかためる。この際、地被物が混入しないようにすること。

⑷　植付けした苗木は、根際がおおむね地表と水平よりやや深目になるようにし、落葉、落枝などで根元をおおうこと。

⑸　ひのきは、葉の表が南面向きになるように植付けること。

3　苗木の取扱い

⑴　仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等により根部の乾燥を防ぐ処置をすること。

⑵　小運搬の数量は、その日ごとの人夫数と工程を考慮して適量を運搬し過剰にならないようにすること。

⑶　仮植した苗木の掘取りはていねいに行い、残りの苗木の乾燥を防止すること。

⑷　仮植地から運搬した苗木は、根部を直射日光に当てないようにして風あたりの少ない蔭地を選んで山仮植し乾燥を防止すること。

⑸　使用する苗木袋には吸水した切藁等を入れて乾燥の防止につとめること。

4　樹種および数量

⑴　樹種別植付箇所および面積、数量は契約書ならびに施業図に示すところによる。

⑵　植付の列間、苗間は原則として

列間1.8メートル苗間1.8メートル（1ヘクタール3,000本植）とするが、現地の状況により、上記の間隙で植栽できない時は監督者の指示によるものとする。

また、植付位置に根株、岩石等の障害物のある場合はその近くに適地を選定し植付けること。

⑶　請負者は、現場責任者に施業図をもたせ、毎日植付けした本数と区域を正確に記入させ、密植、疎植とならぬよう注意すること。